

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会災害援護規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の行う援護については、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 災害援護の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により被害を受けた当時、本市に住所を有する者（但し、非住家は含まない。）

(災害見舞金及び災害弔慰金)

第3条 被災者は、火災・風水害等により、災害を受けた世帯とする。

2 災害見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 住宅が全壊・全焼した場合、1棟につき20,000円
- (2) 住宅が半壊・半焼した場合、1棟につき10,000円

3 災害弔慰金は、次のとおりとする。

- (1) 災害に伴う死亡者については、1人につき20,000円

4 災害の程度の判定については、市の災害対策本部または市長の定める基準について判定する。

(災害援護費の申請)

第4条 この規程の適用を受ける事由が発生した場合には、災害援護記録簿（別記第1号様式）を作成する。

(支給の決定)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年 1月 4日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

援護費申請書

決	会 長	常務理事	事務局長	総務課	地域福祉課	受 付
裁			支所長	庶務係	地域福祉係	受 付
金 額				円		

申 請 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	鹿児島県 市
災 害 状 況	種 類	火災，風水害，その他（ ）
	発生年月日	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
	家屋の種類	住家 約 坪（木造，鉄筋，鉄骨，その他（ ））
	程 度	全焼，全壊，半焼，半壊 ， 一部損焼， 一部損壊， 床上浸水
<p>上記のとおり，被災しましたので，援護費を申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 会長 殿</p>		